(*) 厚生労働省

奈良労働局

働きやすい

奈良

Press Release

厚生労働省 奈良労働局 発表 令 和 7 年 1 0 月 2 0 日

報道関係者各位

 照 死 奈良労働局雇用環境・均等室 室長 水出 美加子

至長補佐 福井 雅代 指導係 高尾 篤史 (電話) 0742-32-0210

医療法人康成会をえるぼし認定!

~くるみん認定とのダブル認定取得は県内 5 社目~

奈良労働局(局長 石崎 琢也)は、**医療法人康成会**(理事長 垣見沙也佳)を、女性活躍推進法に基づき、女性活躍推進に関する状況が優良であると認定しました。認定基準の5つの評価項目全てを満たす3段階目(3つ星)です。

医療法人康成会は令和 6 年に次世代育成支援対策推進法に基づく、「子育てサポート企業」として「くるみん認定」も取得しており、**県内 5 社目のダブル認定企業**となります。

認定通知書交付式

令和7年10月27日(月)10時00分~



えるぼしマーク

場 所:奈良労働局 別館会議室

奈良県奈良市法蓮町 163-1 新大宮愛正寺ビル 2階(別紙)

交付企業:医療法人康成会(事業内容:医療、福祉)

- ※認定企業の概要、取組内容は裏面をご参照ください。
- ※取材・撮影河能です。取材のご希望は事前に当室までご連絡ください。

えるぼし認定のメリット

- ・認定マークを商品、広告、求人広告、名刺などに付け、女性活躍を推進している企業であることをPRすることができます。
- ・ハローワークやマザーズコーナーにおいて「女性が活躍している企業」として求職者にPRをします。
- ・公共調達を行う行政機関(奈良県等)における加点評価の対象となります。
- ・企業イメージの向上、従業員のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

資料1:奈良県内のプラチナえるぼし・えるぼし認定状況

資料2:えるぼし認定、プラチナえるぼし認定基準

医療法人康成会の概要、取組内容

1.企業の概要

代表者職氏名 :理事長 垣見沙也佳

所在地 :奈良県北葛城郡河合町

事業内容 : 医療、福祉

常時雇用する労働者数:438人

行動計画期間 :令和3年4月1日~令和8年3月31日



2. えるぼし認定に係る実績	
【評価項目1:採用】 正社員に占める女性労働者の割合が4割以上	69.7%
【評価項目2:継続就業】 女性労働者の平均勤続年数が男性労働者の平均勤続年数の7割以上 (女性労働者の平均勤続年数÷男性労働者の勤続年数≥0.7)	正社員:0.97 (女性8.78年、男性9.02年) パート:1.05 (女性11.03年、男性10.48年)
【評価項目3:労働時間等の働き方】 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間 の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未 満	全雇用管理区分において 45 時間未満
【評価項目4:管理職比率】 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上	53.8% (産業平均値:45.5%)
【評価項目5:多様なキャリアコース】 直近の3事業年度において、以下の実績を有する ①:女性の非正社員から正社員への転換 ②おおむね30歳以上の女性を正社員として中途採用	①:8名 ②:37名

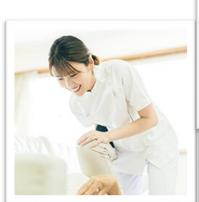
【医療法人康成会 担当者の声】

医療法人康成会は、「従業員が働く喜びを感じられる医療法人になることを目指す」という 社是実現に向けて、法人設立当初から育児支援や女性活躍推進等に取り組んできました。 取り組みの一環として、週の所定労働を 36.5 時間と定めるほか、年次有給休暇以外に使用 できる法人独自の休暇制度、全従業員が一堂に会する慰安旅行や忘年会、家族も参加でき る日帰り旅行の開催、子供の紙おむつバンク活動、子供髪の毛セルフカットイベントなど 様々取り組んできました。

これらの取り組みの結果、2024年には「くるみん」の認定が取得できた上に、今回は「えるぼし」の認定取得にも繋がり大変嬉しく思っています。

今後も、"この企業に就職して良かった"と思ってもらえるような職場環境を目指して尽力したいと思っています。

女性が活躍しています!









奈良県内のプラチナえるぼし・えるぼし認定状況









資料 1

◎プラチナえるぼし認定企業

企業名		企 業 名	所 在 地	認定年月
	1	社会福祉法人 正和会	五條市	令和5年1月
	2	株式会社 やまと	桜井市	令和6年6月

◎えるぼし認定企業

企 業 名		認定段階	所 在 地	認定年月
1	社会福祉法人 正和会	3段階目	五條市	平成 28 年 4 月
2	田村薬品工業 株式会社	3段階目	御所市	令和2年9月
3	日進電工 株式会社	2段階目	大和郡山市	令和2年12月
4	株式会社 やまと	3段階目	桜井市	令和3年2月
5	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団	3段階目	生駒市	令和3年12月
6	株式会社 マスオ綜合事務管理センター	3段階目	奈良市	令和3年12月
7	社会福祉法人 信和会	2段階目	北葛城郡広陵町	令和4年6月
8	株式会社 Real Style	3段階目	大和高田市	令和4年9月
9	医療法人 健和会	3 段階目	天理市	令和5年3月
10	社会福祉法人 大和清寿会	3 段階目	天理市	令和5年3月
11	株式会社 ライフエール	3 段階目	天理市	令和5年3月
12	佐藤薬品工業 株式会社	3 段階目	橿原市	令和5年5月
13	医療法人 あすか会	3 段階目	奈良市	令和5年12月
14	株式会社 日本ベルアージュ	3 段階目	大和高田市	令和5年12月
15	株式会社 タフ	3 段階目	奈良市	令和6年5月
16	至誠堂製薬 株式会社	3 段階目	御所市	令和6年11月
17	社会福祉法人 希望の会	3 段階目	奈良市	令和6年12月
18	医療法人 新仁会	3 段階目	奈良市	令和7年2月
19	株式会社 倉田総合鑑定	3 段階目	奈良市	令和7年3月
20	医療法人 康成会	3 段階目	北葛城郡河合町	令和7年9月

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- ○○えるぼし認定: 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優 良である等の一定の要件を満たした場合に認定。
- ○プラチナえるぼし認定:えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の 実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。<令和2年6月~>
- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品などに付すことが できる。また、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。



● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、<mark>当該行動計画に定めた目標を達成</mark>したこと。

- 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※)
- プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※)
- 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企 業データベース」で公表していること。(※)

※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要

(3段階目) なから活躍してい ■ えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベー ス」に毎年公表していること。



- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施 し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してそ の実績が改善していること。

えるぼし (1段階目) 活躍している

あること。

- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施 し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してそ の実績が改善していること。

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、 改正により新たに追加されたもの。

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。(直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。)又は ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。 (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。 (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること(※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左
2. 継続就業	 ○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。 (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。 (※) 継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合 ○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。 ・ 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。 	○ 左に掲げる基準のうち、 ・(i)について、 8割以上 ・(ii) について、 9割以上 であること。(その他の基準は同左)
3.労働時間 等の働き方	〇 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の 合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満で	同左

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

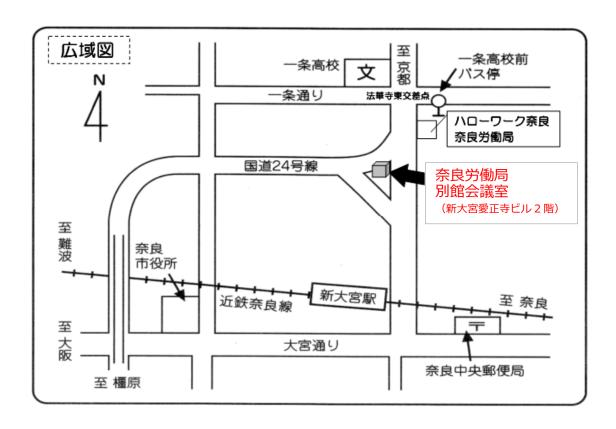
評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし	
性学	性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であ	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の 割合が産業ごとの 平均値の1.5倍以上 であること。	
	ること。	ただし、1.5倍後の数字が、	
	又は ② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。	 ① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 (※)「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。 (※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上 	
5.多様なキャ リアコース	○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左	

(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。 (注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない (雇用形態が異なる場合を除く。)。

くその他>

- 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと(プラチナえるぼしのみ)。
- えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること(辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。)。
- 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

奈良労働局 別館会議室のご案内



電車でお越しの方:近鉄新大宮駅から北方向へ徒歩約8分。

お車でお越しの方:国道24号線で南からお越しの方は法華寺東交差点で

U ターンしてください。

別館会議室に駐車場はございません。奈良労働局の駐車場をご利用ください。